

ルーマニア国  
農業協同組合育成を通じた農業経営改善計画  
事前調査団報告書

平成18年2月  
(2006年)

独立行政法人 国際協力機構

農村開発部

## 序 文

ルーマニア国では 1989 年の革命後、社会主義から市場経済社会へと移行する過程において、従来の国営農場を解体し農地改革を進めた結果、生産体制や流通体制が悪化し農家の生活が逼迫した状況にあります。また、2007 年の EU 統合を控え、これまでの農業を主体とした経済構造から工業分野の輸出振興型経済へ移行が進み、農村部と都市部の格差が重大な課題となっています。

このような状況下、ルーマニア国政府は、民主的かつ近代的な農業協同組合を導入し、農業の生産性の向上を図る方針を打ち出し、2004 年までに国際協同組合同盟（ICA）の協同組合原則に則る民主的農協設立に関する法律（以下、「農協法」）を成立させることを前提として、我が国に対して、農協の導入を推進するインストラクターの育成について支援を要請してきました。

これを受けて当機構は協力の基本計画案を策定するとともに、その妥当性を検証するため、平成 17 年 5 月 22 日から同年 6 月 11 日まで、農村開発部第三グループ乾燥畑作地帯第一チーム長 佐藤 仁を団長とする事前調査団を派遣しました。

本報告書は、同調査団の調査・協議結果を取りまとめたもので、今後のプロジェクト展開に広く活用されることを願うものです。

終わりに、この調査にご協力とご支援をいただいた内外の関係各位に対し、心から感謝の意を表するとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第です。

平成 18 年 2 月

独立行政法人国際協力機構  
農 村 開 発 部  
部 長 古 賀 重 成

# 目 次

序文

目次

写真

プロジェクトサイト位置図

略語一覧

第1章 調査の概要	1
1-1 調査団派遣の経緯	1
1-2 調査団の構成	1
1-3 調査日程	2
第2章 調査結果要旨	3
2-1 調査の目的と方法	3
2-2 ミニッツによる確認項目	3
2-3 プロジェクトの基本戦略	3
2-4 プロジェクトの基本計画	5
2-5 今後協議すべき事項	7
2-6 その他	7
第3章 協力プロジェクトの概要	8
3-1 プロジェクト実施の背景	8
3-1-1 「ル」国概況	8
3-1-2 社会経済概況	9
3-1-3 農業分野概況	10
3-2 プロジェクトの基本計画	12
第4章 PCM ワークショップ及びニーズ調査の結果	19
4-1 PCM ワークショップの概要と結果	19
4-1-1 ワークショップの目的とプロセス	19
4-1-2 問題分析	19
4-1-3 目的分析	20
4-2 カウンターパートへの質問票及び聞き取り調査結果	23
4-2-1 質問票回答結果	23
4-2-2 質問票を基にした聞き取り調査結果	23
4-3 農家のニーズ分析に係る現地調査結果	24

第5章 評価結果	26
5-1 5項目評価	26
5-1-1 妥当性	26
5-1-2 有効性	27
5-1-3 効率性	28
5-1-4 インパクト	28
5-1-5 自立発展性	29
5-2 結論	30
第6章 プロジェクトの実施体制	32
6-1 相手国実施機関	32
6-2 プロジェクトの枠組み	32
6-3 その他関係機関	33
付属資料	39
1. 主要面談者一覧	41
2. ミニッツ (M/M)	43
3. Answers to the Questionnaire	85
4. 農協法	91
5. 農業農村開発国家計画 (2000年～2006年): 抜粋	125

# 写真



在ルーマニア日本国大使館表敬



農業・林業・農村開発省次官表敬



集出荷場（世界銀行・GTZの支援による）



集出荷場内部



現地調査（ヴィドラ村）



野菜栽培温室（ヴィドラ村）



出荷前のトマト



草の根無償資金協力により供与された穀物貯蔵庫



穀物脱穀施設



穀物組合長への聞き取り調査

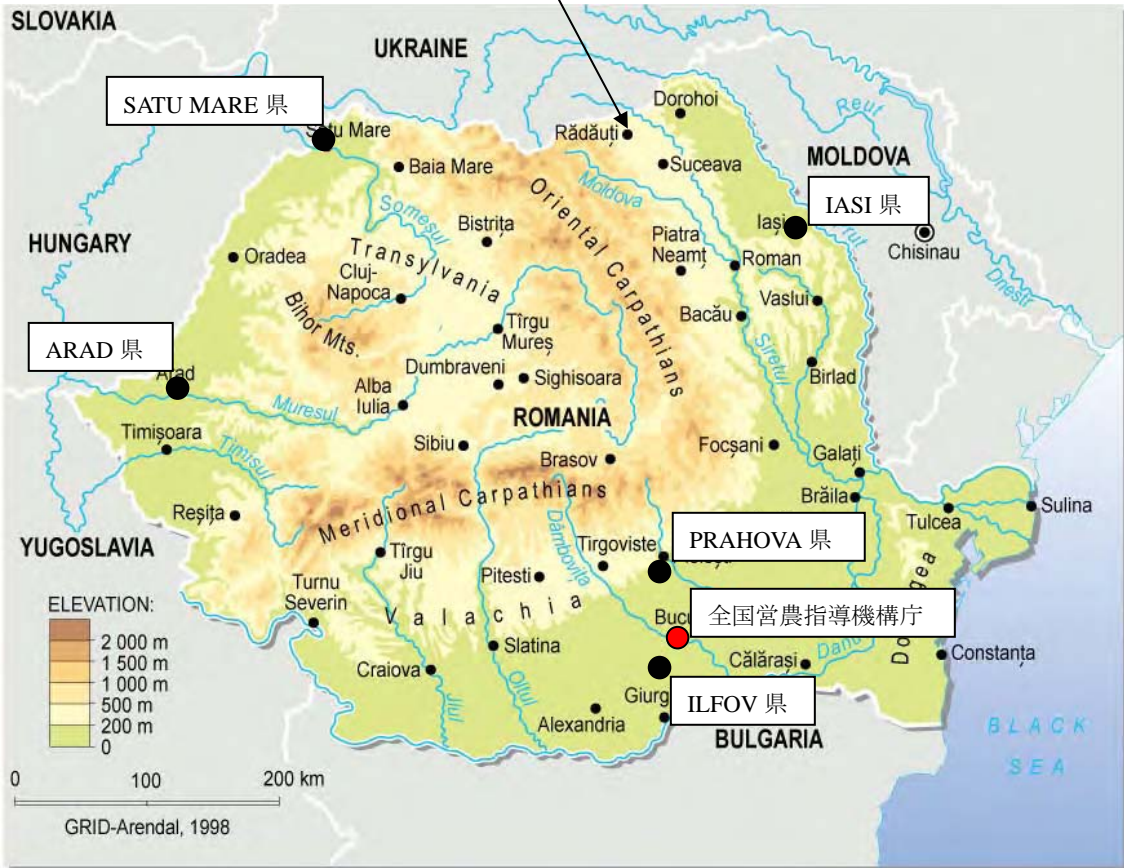


PCM ワークショップ



PCM ワークショップ

# プロジェクトサイト位置図



## 略語一覧

ANCA	National Agency of Agricultural Consultation	全国営農指導機構庁
CAP	Common Agricultural Policy	EU 共同農業政策
C/P	Counterpart	カウンターパート
CPI	Consumer Price Index	消費者物価指数
EU	European Union	欧州連合
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
ICA	International Co-operative Alliance	国際協同組合同盟
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
M/M	Minutes of Meeting	協議議事録
MAFR	Ministry of Agriculture, Forests and Rural Development	農業・林業・農村開発省
OJCA	County Office for Public Agricultural Consultants	県農業コンサルタント事務所
PCM	Project Cycle Management	プロジェクト・サイクル・マネージメント
P/D	Project Director	プロジェクト・ダイレクター
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
P/M	Project Manager	プロジェクト・マネージャー
PO	Plan of Operation	活動計画
R/D	Record of Discussions	討議議事録
SAPARD	Special Pre-Accession Assistance for Agriculture and Rural Development	農業・農村地域開発特別プログラム



# 第1章 調査の概要

## 1-1 調査団派遣の経緯

ルーマニア国（以下、「ル」国）において、農業は GDP の 13%、農業人口は就業人口の 36% を占め、農村部の生活を支える重要産業となっており、農業・農村開発長期計画（2000 年～2006 年）では、生産技術の向上と流通体制の整備、農地の利用効率向上を行い、農村と都市との所得格差の是正を図ることを開発の方針としている。

「ル」国の農業の現状は、1989 年の革命後、社会主義から市場経済社会へと移行する過程において、従来の国営農場を解体して、農地の返還を進める政策を採ってきた結果、農地の返還を受けた農民は約 400 万人となり、1 人当たりの面積は 2.3ha 程度と細分化され、農地の利用効率が悪化した。また、農地の返還は受けたものの、農業機械、灌漑施設、販売手段を失ったため、生産体制や流通体制が悪化し農家の生活が逼迫することとなった。

このような状況から、「ル」国政府は農業協同組合（以下、「農協」）の導入による農作物の効率的な生産・流通体制の構築を目的として、2004 年までに国際協同組合同盟（ICA）の協同組合原則に則る民主的農協設立に関する法律（以下、「農協法」）を成立させることとし、2000 年にわが国に対して、農協の導入を推進するインストラクターの育成について支援を要請してきた。

この要請に対してわが国はこれまで、農業・林業・農村開発省（以下、「農業省」）全国営農指導機構庁（以下、「ANCA」）を実施機関として、①長期専門家派遣による農協設立指導を行うインストラクターの育成、協同購入・協同販売等を行う農協候補組織の設立及び運営・指導等（2001 年～2004 年）、②わが国の農協の仕組みや制度に関する基礎知識の修得のための本邦研修（2002 年～2004 年）、③短期専門家派遣による地方での集中的な農協研修（2002 年～2004 年）等を実施し、農協の導入を図る基盤の構築に協力を行ってきた。

これら活動を踏まえ、①農協法に基づいた農協の設立指導にあたるインストラクターの育成、②農協候補組織の運営・指導及び拡大、③農協法に基づいた農協の設立促進を中心とした支援を、ANCA を実施機関とする新規技術協力プロジェクトとして我が国に要請してきた。なお、農協法は 2004 年 12 月に「ル」国大統領により署名が行われ、2005 年 1 月 22 日より施行された。

## 1-2 調査団の構成

担当分野	氏名	所属・職位
総括	佐藤 仁	独立行政法人国際協力機構 農村開発部 第三グループ乾燥畑作地帯 第一チーム長
農村開発	照沼 弘	アジア農業協同組合振興機関 開発部 部長
協力計画	荒木 亜礼譜	独立行政法人国際協力機構 農村開発部 第三グループ乾燥畑作地帯第一チーム 職員
プロジェクト 効果分析	桑原 恒夫	日本技研株式会社 海外事業本部技術課 課長補佐

1-3 調査日程

月 日		団員	
		総括・農業協同組合・協力計画	プロジェクト効果分析
5/22	日	/	成田 (10:40) →ウィーン (15:55) ウィーン (19:15) →ブカレスト (21:55)
5/23	月		JICA 事務所打合せ 農業省表敬 ANCA 表敬
5/24	火		現地農協調査 (ILFOF 農協) 現地農家インタビュー調査 ANCA、OJCA の活動調査及び PCM ワークショップの説明・準備 インタビュー結果の分析・整理
5/25	水		
5/26	木		
5/27	金		
5/28	土		
5/29	日	成田 (10:40) →ウィーン (15:55) ウィーン (19:15) →ブカレスト (21:55)	
5/30	月	JICA 事務所打合せ 在ルーマニア日本国大使館表敬 農業省表敬 ANCA 表敬 団内打合せ (インタビュー分析結果報告)	
5/31	火	ANCA、OJCA によるこれまでの農協普及に関わる活動報告 現地調査 (世銀・GTZ の協力による集出荷場及びヴィドラ村農家)	
6/1	水	PCM ワークショップ (農業省、ANCA、OJCA、生産者組織代表を対象)	
6/2	木	PCM ワークショップ結果整理 第一回合同評価委員会	
6/3	金	第二回合同評価委員会	
6/4	土	現地調査 (草の根で無償供与された穀物生産者組合等)	
6/5	日	資料整理 団内打合せ M/M 作成	
6/6	月	第三回合同評価委員会 M/M 作成	
6/7	火	第四回合同評価委員会 JICA 事務所打合せ	
6/8	水	第五回合同評価委員会 JICA 事務所打合せ	
6/9	木	JICA 事務所報告 在ルーマニア日本国大使館報告	
6/10	金	ブカレスト (11:15) →フランクフルト (12:35) ウィーン (14:00) →	
6/11	土	成田 (08:30)	

## 第 2 章 調査結果要旨

### 2-1 調査の目的と方法

本調査の目的は、既収集情報、現地関係機関との協議及び現地調査に基づいて、プロジェクトの実施の必要性を再確認すると共に、プロジェクト協力の基本計画（案）を策定し、その実施の妥当性を検証することである。このために、農村地域の現地調査及びプロジェクト関係者の参加による PCM ワークショップを実施し、ニーズの確認と問題分析を行った。また「ル」国関係者を伴い、協力対象となる首都近郊の農協候補組織の現地調査を実施した。なお、本プロジェクトの開発効果及び自立発展性確保を目的とした、「ル」国側及び日本国側双方による合同評価委員会を結成し、事前評価を実施した。

### 2-2 ミニッツによる確認項目

以下について「ル」国側と合意し、農業・森林・農村開発省次官とミニッツ（付属資料 2 Minutes of Meetings (M/M)）の署名による確認を行った。

(1)プロジェクトの背景、(2)調査結果、(3)プロジェクト戦略、(4)プロジェクトの枠組み（案）、(5)プロジェクト実施の妥当性、(6)プロジェクト開始までに行う双方の措置、(7)今後協議すべき事項、(8)その他

### 2-3 プロジェクトの基本戦略

#### 1. 「ル」国政府の政策枠内でのプロジェクトの実施

「ル」国では、「農業農村開発国家計画 2000 年～2006 年」（付属資料 5）が策定されている。同計画は、農業生産物の共同販売のための農業協同組合の強化を、EU 加盟に備えるための重要な優先項目の 1 つとして挙げており、農業協同組合法の制定の必要性が記されている。

同計画では、①農地改革の完了、②家族農場の活性化、③市場経済化支援、④中小規模食品加工業支援、⑤農村開発国家計画策定の必要性、⑥緑地保全、⑦食の安全性の確保、⑧農業省の組織改革、⑨効率的な予算配分を、農業省の具体的な目的としている。

また、主な支援対象を農業生産者、特に農業協同組合の組合員候補である小・中規模農家としている。具体的には①では効率的な農業生産のための農地の集積、②では小規模農家の資金調達支援、③では中・小規模農家のために流通及び市場環境の改善を掲げている。更に、最重要課題である 2007 年の EU 加盟に際し、農業分野における具体的な計画として、「農業農村開発戦略 2003 年～2007 年」を策定している。これは、農業政策を EU 共同農業政策（以下、「CAP」）<sup>1</sup>に適合させるための支

<sup>1</sup> EU 加盟国 15 カ国に共通した農業政策で、①価格支持：作物別に支持価格を定め、市場価格がそれを下回った際に、EU 加盟国の機関が買い支えを実施、②直接支払い：支持価格水準の引き下げに伴う代償措置として、農家に直接支払いを実施（1992 年より導入）、③農村開発（条件不利地域対策、農業・環境事業、農業経営体の投資への助成）、輸出補助金、共通関税等を実施。

援スキームである Special Pre-Accession Assistance for Agriculture and Rural Development (以下、「SAPARD」)<sup>2</sup>を活用し、農業農村開発を推進することの重要性を打ち出しており、更に主要プログラムの1つとして「生産者グループの設立推進」を定めている。同プログラムは、生産者の所得向上のため、生産者グループの生産・市場活動に対し、経済支援策を設けるものである。

## **2. わが国の援助政策と整合のとれたプロジェクトの実施**

わが国の対「ル」国 ODA タスクフォースは、①環境保全、②産業育成を重点課題としている。農業分野への協力は、②に位置付けられることから、わが国の政策と一致している。

在「ル」日本国大使館も、本協力はこれまでの協力を踏まえて、EU 統合を控えた「ル」国の農業分野における競争力の向上を促すものであり、旧社会主義国家の市場経済化にも資することから、二国間関係の向上に貢献するとして、積極的な支援の意思を示している。

## **3. プロジェクトへの若年層の取り込み**

「ル」国では、農業従事者の高齢化が大きな問題となっている。若年層は近年、著しく成長を遂げている商工業分野等へ吸収される他、サービス業等の第三次産業に従事するため都市部へ流入する傾向にある。一方、このような流れから取り残された農村部では、高齢者が旧社会主義体制時の前近代的な農業を営んでいるため、農業生産性の向上及び市場における競争力の強化が喫緊の課題となっている。これにより「ル」国農業分野の持続的成長を図るため、本プロジェクトでは、若年層をプロジェクトへ積極的に取り込み、次世代の農業従事者の育成も併せて行う必要がある。

## **4. プロジェクトの持続性を確保するための「ル」国側のオーナーシップの醸成**

JICA 協力終了後に、プロジェクトの持続性を確保するため、プロジェクトを支える関係者及び関係機関の役割・責任を明確にし、プロジェクト終了に向けて、徐々にローカルコスト負担を拡大し、実施機関の予算・人員体制確保の構築を促すことが重要である。更に、プロジェクト終了後に「ル」国側が独自にプロジェクトの成果を普及・展開するための具体的なアクションプランを、「ル」国側の責任において策定することが重要である。

## **5. 人材育成**

これまで、「ル」国に対して短期と長期の専門家派遣及び本邦と現地での研修の実施を通じ、農協育成にかかる人材の育成を ANCA 及び OJCA スタッフを対象に行ってきた。本プロジェクトの目的はモデル農協を通じた農協育成にかかる知見・経験

---

<sup>2</sup> EUの加盟準備支援基金としての「農業・農村地域開発特別プログラム」で、農業インフラ整備支援を目的とする。

の蓄積及びその成果の普及であり、人材育成が重要な柱となる。

## 6. モデル農協の育成

農家の間には、旧社会主義体制時の集団農場等における農協の経験から、農協に対する根深い不信感があり、農協育成について非常に消極的である。このため、モデル農協の設立と運営を通じて、農協の効果を示し、中・長期的に農家の生活向上に寄与する有効なビジネスモデルであることを示すことが必要である。

### 2-4 プロジェクトの基本計画

日・「ル」国双方は、以下のプロジェクトの概要（案）について合意し、最終案を討議議事録（Record of Discussions：R/D）として取りまとめ日・ル双方で確認の上、調印する。

#### (1) プロジェクトタイトル

英名：Improvement of Farm Management through Developing Agricultural Cooperative.

和名：農業協同組合育成を通じた農家経営改善計画

#### (2) プロジェクト目標

協力対象地域にモデル農協が設立され、農業活動の合理化が図られる

#### (3) 成果

- 1) 農業活動を支える農協の設立と運営のための人材が育成される
- 2) 農業活動を支える農協の設立と運営のための方針やルールが整備される
- 3) 農業活動を支えるサービス体制が確立される

#### (4) 活動

- 1-1. 農協振興に関わる ANCA/OJCA のインストラクター及び農協設立発起人の選出
- 1-2. 多様な形態の農協の運営マニュアルとガイドラインの作成
- 1-3. ANCA/OJCA のインストラクター及び農協設立発起人に対する技術研修の実施
- 1-4. パイロット農協の組合員に対する技術研修の実施
- 2-1. 農協設立発起人による農協活動基本計画の策定
- 2-2. 農協法に基づく設立登記手続における支援
- 2-3. 農協の事業計画及び経営計画の策定
- 3-1. 組合員のニーズに基づく農協の事業活動・サービス方法の策定
- 3-2. 事業計画及び経営計画実施過程における支援
- 3-3. 販路開発、生産資材購入先、多種サービスに関する情報の提供
- 3-4. 農協活動の評価・検討

(5) ターゲットグループとターゲットエリア

ターゲットグループを、①農協の運営・指導を行うインストラクターとなる、ANCA、OJCA の行政官、②実際の農協の運営にあたるパイロット農協候補の組合員及びその近隣農民とし、ターゲットエリアを、パイロット農協候補を設置する予定の 5 県（SATU MARE、ARAD、ILFOV、PRAHOVA、IASI）とする。

(6) パイロット農協の選定基準

本調査では、これまでのわが国側の協力成果を踏まえ、専門家及び ANCA、OJCA のインストラクターが集中的に運営・指導を行うパイロット農協の候補を、①活動実績、②農協発起人の意欲、③農協候補組織の財務状態の 3 基準から選定した。

なお、ANCA 及び OJCA は、プロジェクト実施期間を通して、パイロット農協運営に必要な人員の配置、適正な指導、研修の実施及び問題発生時の解決に全責任を負う。

(7) 協力期間

「ル」国は 2007 年に EU に加盟することが予定されており、本案件も、これまで東欧諸国の EU 加盟の際に採られた援助卒業国の取り扱いに準じ、協力期間を最大でも 2008 年の 12 月までとする。

(8) プロジェクト実施体制

実施機関は、ANCA 及び OJCA であり、プロジェクト実施の全ての責任を負う。PDM（付属資料 2 Annex III）に示したプロジェクト活動は ANCA の責任により実施される。

本プロジェクトの実施機関及び関連機関は以下の通り。

ANCA

農協育成に係る技術・経験を集約し、研修等を通じ人材の育成を図る。なお、同機関の、①農民組織化推進室、②組織化支援室を中心として、プロジェクトを実施する。

OJCA

現場で実際のパイロット農協の運営・指導にあたり、修得した技術・経験を ANCA に報告し、現場の農民を対象に農協の普及を図る。なお、当面は、③パイロット農協設置予定県の OJCA（SATU MARE、ARAD、ILFOV、PRAHOVA、IASI）を対象とする。

その他機関

- － SAPARD 庁（パイロット農協に対する SAPARD 資金による支援等の協力）
- － 各種大学及び研究機関（技術的知見・指導等にかかる協力）

### プロジェクト合同調整委員会 (JCC : Joint Coordinating Committee)

JCC は、プロジェクト・ダイレクターである ANCA 長官を議長とし、R/D 締結までに結成し、必要性に応じて随時開催することとする。また、プロジェクト運営会議は、プロジェクトの円滑な運営のため、毎月もしくは必要性に応じて開催する。

プロジェクト運営会議のメンバーは ANCA 関係部署、プロジェクト対象 5 県の OJCA 及び JICA 専門家で構成する。

#### 2-5 今後協議すべき事項

今回の調査では、研修等の実施にかかるローカルコスト負担について、「ル」国側と合意に至らなかったため、M/M の署名を延期し、引き続き協議することとした。これは、実施機関である ANCA はローカルコスト負担を含めて予算要求するが、確保出来る保証が無いこと、予算にかかる事項については所管省庁である農業省や財務省の許可を了する必要があることが理由であった。そのため、プロジェクト開始までの作業手順及び双方の準備実施事項について、M/M (付属資料 2 Annex X) に記載し確認した。

#### 2-6 その他

本プロジェクトの実施体制において、ANCA 及び JICA 双方は組織・人員上の重要な変更が生じた場合、速やかに通知することとする。更に JCC の構成に変更の必要性が認められれば、双方で再度検討し決定する。

## 第3章 協力プロジェクトの概要

### 3-1 プロジェクト実施の背景

#### 3-1-1 「ル」国概況

「ル」国は東部ヨーロッパ圏に属し、北緯 43 度 37 分から 48 度 15 分、西経 20 度 15 分から 29 度 41 分に位置する。国土面積は、23 万 839km<sup>2</sup>、人口は 2,190 万人（2004 年、世界銀行）であり、中・東欧諸国の中では 2 番目の面積と人口を有し、石油、天然ガスを産出する比較的資源に恵まれた国である。

「ル」国の東岸は黒海に臨み、北西部にカルパチア山脈、中央にトランシルバニア山脈を擁するが、国土のほとんどが低地に属する。また、トランシルバニア山脈とブルガリア国境付近を流れる、ドナウ川の北側に広がるワラキア平野は、「ル」国の全耕地の 6 割を占める穀倉地帯となっている。気候は、温帯に属し、ケッペンの気候区分によると東部が温暖湿潤気候（Cfa）、西部が西岸海洋性気候（Cfb）、北部が亜寒帯湿潤気候（Dfb）に属する。季節風や地方風は存在せず、年間を通じて降水量が少ない比較的乾燥した気候となっている。

「ル」国は、伝統的に農業を基盤として経済発展を遂げた国であるが、1989 年の革命以後、急速に工業化が進展し、対 EU 諸国への輸出型経済に移行したことに伴い、国内総生産や輸出に占める農業の割合は、1994 年の 21.5% に比べ、現在（2005 年）は 14.4% と低下傾向にある。しかし、依然、農業人口は就業人口の 36% を占めており、特に農村部での雇用機会を創出する重要な部門であることに変わりはない。また、1 人当たりの GDP は、3,295US\$（2005 年）であり、主に工業分野及び輸出入分野が貢献している。

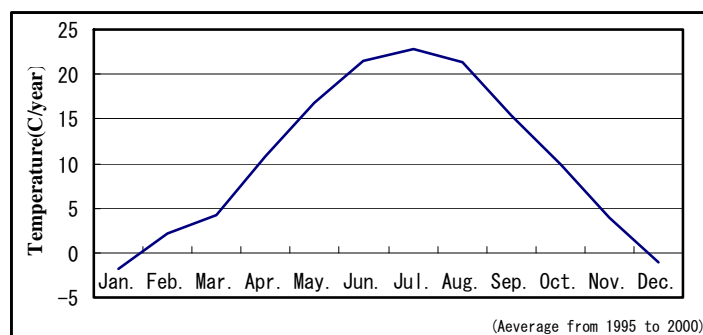


図 3-1 〔出典：世界気象データベース〕

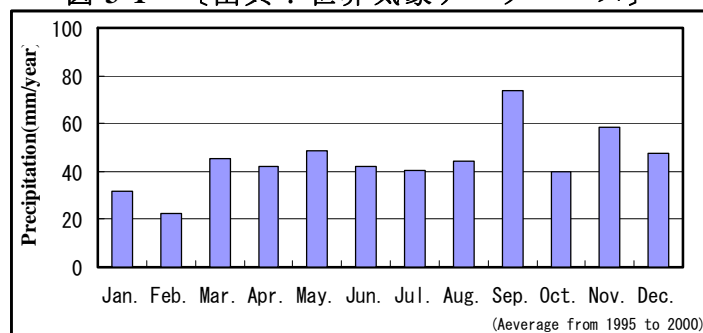


図 3-2 〔出典：世界気象データベース〕



### 3-1-2 社会経済概況

「ル」国の経済体制は、1989年12月の革命を経て、半世紀にわたる共産主義体制が終焉し、市場経済体制への移行が開始された。しかし、革命後に発足した政権の基盤が脆弱であったことから、旧社会主義体制の政策を踏襲し、激変緩和を行う調整を図る必要があった。この結果、1996年12月の中道右派政権成立まで、本格的な市場経済体制に移行することが出来なかったため、他の中・東欧諸国に比較し、マクロ経済の成長が遅れることとなった。その後、「ル」国は、国際機関（IMF等）との合意に基づき国家経済改革プログラム（1997年）を策定・実施し、為替の完全自由化、産業改革、不採算国営企業の民営化推進等に着手した。しかし、急激な構造改革の結果、マクロ経済は、97年から99年まで3年連続でマイナス成長（97年-6.1%、98年-5.4%、99年-3.2%）とハイパーインフレ（97年151%、98年、99年40~50%）に陥ることになった。この為、更にIMFのスタンド・バイ・アレンジメント<sup>3</sup>及び世界銀行の構造調整ローン<sup>4</sup>（1999年）の支援を受け、マクロ経済安定・構造改革プログラムを策定・実施し、これまでの農業等の第一次産業を中心とした経済体制を、サービス業や繊維等の輸出中心型経済へ徐々に移行させた。

この結果、実質GDPは2001年~2004年に5%前後の成長率を達成し、また、行政改革、公務員数削減、保護主義的な補助金の支出削減等の財政再建政策により、2004年度の財政赤字はGDP比1.1%、CPI（消費者物価指数）インフレ率も9%程度となり、経済の安定が図られた。

これらの市場経済化の推進を総括する上で、「ル」国はEUへの加盟及び市場統合を国家の最優先課題とし、2004年に加盟交渉は全て終了（一部暫定終了）し、2007年の加盟に向けて①経済成長の回復、②貧困及び失業の削減、③汚職及び犯罪の防止、④EU及びNATOへの加盟促進、を国家優先プログラムとして進めている。「ル」国は、上述プログラムを達成するべく、EUからISPA<sup>5</sup>、PHARE<sup>6</sup>及びSAPARD等の加盟準備のための支援及び加盟条約で規定される、加盟後の競争力強化（構造支援）の支援を受けている。現在では、「ル」国の主たる貿易相手国は輸出入共にEU諸国（主にイタリア、ドイツ、トルコ、フランス）が60%を占める。主な貿易品目は輸出が衣料品、機械・電子機器類、靴製品、金属製品等、輸入は機械・電子機器類、石油等鉱物製品、衣料品等となっている。

---

<sup>3</sup> SBA（Stand By Arrangement）：短期的な国際収支困難に対して、IMF（International Monetary Fund 国際通貨基金）が実施する一般的融資制度

<sup>4</sup> 被援助国の政策・制度改革を目的として実施される世銀による融資制度

<sup>5</sup> 新規EU加盟候補国（中東欧10カ国）に対する加盟支援策としての運輸・環境分野における投資援助

<sup>6</sup> 新規EU加盟候補国（中東欧10カ国）に対する加盟支援策としての組織構築や規則インフラの整備への包括的な財政支援・投資促進

表 3-1 「ル」国基本経済指標

基礎的経済指標	2002年	2003年	2004年
実質 GDP 成長率	5.00%	5.20%	8.30%
名目 GDP 総額 (US\$)	458 億 2,461 万	573 億 2,976 万	731 億 6,676 万
1人当たりの GDP (名目) (US\$)	2,049.1	2,570.4	3,206.6
消費者物価上昇率	22.50%	15.30%	11.90%
失業率	8.40%	7.40%	6.20%
農林水産業指数伸び率 (前年比)	-3.50%	7.50%	-
鉱工業生産指数伸び率 (前年比)	4.30%	3.10%	5.30%
輸出額 (Euro)	146 億 7,490 万	156 億 1,370 万	189 億 3,500 万
輸入額 (Euro)	174 億 2,780 万	212 億 130 万	262 億 8,070 万

[出典：JETRO 統計]

表 3-2 「ル」国輸出産品内訳

単位 (100 万 Euro)	2002年	2003年	2004年	構成比 (%)	伸び率 (%)
繊維製品	3,721	3,963	4,225	22.3	6.6
機械・電気機器	2,299	2,505	3,324	17.6	32.7
金属・同製品	1,884	2,017	2,923	15.4	44.9
鉱物	1,245	1,098	1,362	7.2	24.0
履物・帽子・傘等	1,237	1,272	1,237	6.5	-2.8
輸送用機器	826	894	1,198	6.3	34.0
雑製品	791	876	1,024	5.4	16.9
木材・木工製品	661	709	833	4.4	17.5
化学製品	511	581	771	4.1	32.7
合計 (その他含む)	14,675	15,614	18,935	100.0	21.3

[出典：「ル」国統計局]

### 3-1-3 農業分野概況

「ル」国における 1人当たりの GDP は 3,206US\$ (2004 年)、実質 GDP 成長率が 8.3% (2004 年) となっている。工業及びサービスの GDP に占める割合は、それぞれ 36%、52% となっており、一方、農業分野の GDP に占める割合は 13.0% (2004 年) となっている。また、産業別成長率からみれば、農業分野は 1995 年の 19.8% を頂点として徐々に減少している。また、他の産業の成長率及び GDP に占める割合は、工業が 32.9% (1995 年) から 27.0% (2004 年)、サービス業 31.7% (1995 年) から 44.1% (2004 年) となっており、農業や工業の第一次・二次産業から、第三次産業へ移行していることが分かる。

一方、労働人口から見ると、2004 年現在で、農業分野の従事者は人口の 34% を占め、最大の雇用者人口を抱える産業であることが判り、サービス業等の他の部門の生産性に比べ、農業の生産性が著しく低いことが伺える。また GDP に占める農業分野の割合は、年々落ち込んでいるが、農業分野の生産額で見た場合は、1995 年に比べ著しく増加している。これは、農業従事者の人口がほとんど横ばいになっていることから考えれば、農業分野の生産性の向上と捉えられるが、インフレ率を農業分野の実質成長率に合わせて換算すると、農業生産性はほぼ横ばいとなる。

これより、「ル」国における最優先課題である EU 加盟推進において、これまでの様に、最大の国内労働人口を抱える農業分野を政策的に保護することが困難になっており、他の EU 諸国と比較し、低い農業生産性及び国際競争力を向上させること

が喫緊の課題となっている。

特に、これまで、2007年1月のEU加盟を目指し、2005年9月までEU加盟に向けて準備を進めたものの、2006年5月に提出された欧州委員会のモニタリング報告書の結果、「ル」国のEU加盟時期記載は見送られることとなった。これは、①税制改革、②汚職対策、③農業保護主義等の改善を図らない場合、EUによるセーフガード条項が発動され加盟が1年延期される可能性があるというものだった。

これら課題に対応すべく、1994年に発効したEUパートナーシップ協定中の、農業農村開発戦略の具体的方針として、1999年には国家農業農村開発計画（2002年～2006年）を制定し、農業分野の構造調整推進及びEU共同農業政策（CAP）への調和化を、SAPARDプログラムを通じて図ることとしている。そして、優先的に実施すべき事項を、①市場へのアクセスの改善、②競争力のある農業加工生産の拡大③農業・農村開発に係るインフラ設備の改善、④農村経済の拡大、⑤人的資源の育成、としている。

上述の優先課題の人的資源の育成において、これまでJICAは、ANCAを実施機関として、①長期専門家派遣による農協設立指導を行うインストラクターの育成、協同購入・協同販売等を行う農協候補組織の設立及び運営・指導等（2001年～2004年）、②わが国の農協の仕組みや制度に関する基礎知識の修得のための本邦研修（2002年～2004年）、③短期専門家派遣による地方での集中的な農協研修（2002年～2004年）等を実施し、農協の導入を図る基盤の構築に協力を行ってきた。また、「ル」国側は、同協力の成果を活かすべく、2005年1月22日、国際協同組合連盟（ICA）の原則に則った、民主的な農協の法的位置付けを保障する農協法を施行し、政策として農協の育成を進めることとしている。

表 3-4 各産業分野における従事者率（2000年及び2004年）

	2000年	2004年
	従事者率（%）	従事者率（%）
農業	34.9	34.0
工業	18.1	23.0
サービス・建設	47.0	43.0
その他		

[出典：IMF カントリーレポート No.02/138]

表 3-5 「ル」国産業別の経済状況推移（%）

部門	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
農林業	19.8	11.1	13.4	11.4	11.7	13.0
工業	32.9	27.3	27.7	28.1	27.3	27.0
建設業	6.6	4.9	5.3	5.8	6.0	6.1
サービス	31.7	41.4	40.3	40.5	39.9	44.1
その他	9.0	15.3	13.4	14.1	15.1	9.8

[出典：ルーマニア中央銀行「Annual Report」]

表 3-6 「ル」国の土地利用状況

土地利用		1990年 (1,000ha)	2003年 (1,000ha)
国土		23,839	23,839
農業用地	森林/果樹	9,450	9,414
	牧草地	4,728	4,845
その他 (市街地等を含む)		9,661	9,580

[出典：FAOSTAT]

### 3-2 プロジェクトの基本計画

#### (1) 上位目標

協力対象地域にモデル農協が設立され、農業活動の合理化が図られる

この上位目標は、「ル」国農業セクターにおける農協の必要性を踏まえて、中長期的に「ル」国側で持続的な農協の運営を可能とするため、農協の普及を実施する人材の育成を図り、EU加盟に向けて喫緊の課題となっている農業生産性向上及び競争力の強化を図るものである。また、パイロット農協を通じて育成されるモデル農協は、これまでの協力の成果を基盤とし、プロジェクトより緊密な指導を受けることによって、「ル」国における農協育成の知見・経験・技術が集約される予定となっている。

本目標に対する指標は、①モデル農協の経常利益、及び②「農協組合員の所得状況」とし、モデル農協の事業運営の成果及び農協が組合員に対し確実に利益をもたらしていることを確認する。なお、同指標の入手手段としては、①については、ANCAに蓄積されるデータ及び各農協から提出される報告書、②については、収穫後に行う質問票調査によって情報の収集・分析を行うこととする。また、本項に示す各種指標については、現時点では、指標とする項目を決めるに留め、達成を判断する数値等については、プロジェクト活動を通じ、「ル」国側と協議し、決定することとする。

#### (2) プロジェクト目標

協力対象地域にモデル農協が設立され、農業活動の合理化が図られる

本プロジェクトの目標は、実施機関であるANCA、OJCAに農協の運営・指導に係る技術・経験を蓄積し、人材を育成することにある。また同様にパイロット農協組合員に対しても、実施機関の農協インストラクターのOJTを兼ねて、農協運営の実践を指導することで、最終裨益対象者に直接裨益するアプローチを取ることとする。このためには、インストラクターが農協の運営に係る基礎知識や技術を持ち合わせる必要があるが、これまでの日本側の協力によって、ある程度の知識・技術を有したインストラクターが育成されていることから、今後は実践を通じた経験の蓄積が重要となる。

更に、プロジェクト終了後、上位目標の達成を図るために、ANCA及びOJCAが、モデル農協で修得した成果を他県に普及させる機能・体制を強化する必要がある。

ある。また、「ル」国側のオーナーシップの醸成を促すため、以下に述べる活動を実施し、日本側の協力終了後の自立発展性を確保するべく、中長期的な視点に立った計画とした。

本目標に対する指標は、①対象とする県のモデル農協設立数、②モデル農協の資産評価額、③生産活動にかかるコストとし、①については、本プロジェクトの目的が、農協の数の普及ではなく、「ル」国の現状に即した農協の設立・普及であることから、組合員に必要かつ十分なサービスの提供が可能なモデル農協の数を指標としている。②については、上述の通り、旧社会主義体制時の集団農場の反省を生かし、モデル農協については、何よりも財務状況の透明性が求められることから、年次報告書を基に資産評価を行うこととする。③については、農協設立の意義の1つが生産性の向上であり、農協の基本となる共同購入、共同生産、共同出荷の活動を通じて、農業生産活動にかかるコストの低減が図られているかを確認することとする。なお、同指標の入手手段としては、ANCAに蓄積されるデータ、及び各農協から提出される報告書、財務状況を記した年次報告書を基に、情報の収集・分析を行うこととする。

### (3) 成果

#### 1) 農業活動を支える農協の設立と運営のための人材が育成される

本協力の重点は、上述の通りプロジェクト終了後の自立発展性を確保するための人材育成にある。特に ANCA、OJCA の農協の運営・指導にかかるインストラクターは、各パイロット農協に対する緊密な指導の実施が重要となる。また、インストラクターの育成に留まらず、農協を実際に運営する組合員の育成も同時に行うことで、育成対象両者相乗効果を発揮するように留意する。

本目標に対する指標は、農協を通じた販売活動による収入について、質問票を基に、情報の収集・分析を行うこととする。

#### 2) 農業活動を支える農協の設立と運営のための方針やルールが整備される

また、本協力はモデル農協を育成することが最終目的ではなく、「ル」国に適した農協の形態、運営方法を明らかにし、「ル」国全体に農協を拡大していくことである。そのためには、農協運営の経験・技術等をマニュアル化する等の手段で、これまで「ル」国では農協に係る知見を有していなかったため、暗黙知を形式知に変え、成果1で育成された人材が普及していく手段として成果2を活用する計画となっている。

本目標に対する指標は、農協候補組織における定款、経営計画、事業計画整備割合について、各パイロット農協から提出される年次報告書を基に、情報の収集・分析を行うこととする。

### 3) 農業活動を支えるサービス体制が確立される

「ル」国では旧社会主義体制時の経験から、農協に対する不信感がある。そのため、モデル農協では、農協の具体的な利点を組合員のみならず、近隣地域農民に具体的に提示する必要がある。これより農協のサービスについても各地域で特色があることから、農協の育成を通じて農家の課題やニーズを明らかにし、各々に対応出来る組合員及び農民向けサービスを確立する計画となっている。

本目標に対する指標は、農協研修インストラクター養成人数及び生産者研修を受けた農民の人数を、各パイロット農協から提出される年次報告書及び毎年開催を予定する各パイロット農協の総会時に質問票調査を実施することで、情報の収集・分析を行うこととする。

#### (4) 活動

上述成果を達成するために以下の活動を実施する必要がある（各々の活動に対する詳細な活動計画は付属資料 2 Annex IX）。

##### 成果 1 の活動

- 1-1. 農協振興に関わる ANCA/OJCA のインストラクター及び農協設立発起人の選出
- 1-2. 多様な形態の農協の運営マニュアルとガイドラインの作成
- 1-3. ANCA/OJCA のインストラクター及び農協設立発起人に対する技術研修の実施
- 1-4. パイロット農協の組合員に対する技術研修の実施

成果 1 の活動は人材育成を中心としており、ターゲットは直接の技術移転及び知識・経験の蓄積先である ANCA、OJCA のインストラクターとパイロット農協の組合員等である。特に、ANCA、OJCA のインストラクターに対しては、活動 2 で示した多様な形態の農協の運営マニュアルとガイドラインを、専門家と共に農協の運営・指導の経験を通じて修得した経験等を踏まえて、OJT を兼ねて作成することとする。また本マニュアルは ANCA に一元的に管理され、活動 3 で示した技術研修の教材として活用される予定となっている。同研修は、パイロット農協設置県だけを対象にするものではなく、全県を対象としているため、農協の運営・指導に係る知識・技術の普及が見込まれる。

##### 成果 2 の活動

- 2-1. 農協法人設立による農協活動基本計画の策定
- 2-2. 農協法に基く設立登記手続における支援
- 2-3. 農協の事業計画及び経営計画の策定

成果 2 に対する活動は、成果 1 で得られた農協運営に係る知見・経験を普及させるべく、各パイロット農協における活動の基本計画及び経営計画の策定指導に係る技術移転を受けたインストラクターが、専門家の指導の下に実施する計画になっている。一方、今後の活動の中心となるパイロット農協について、現時点で農協法に基づく登記はされていない。これは、これまでの非営利生産者組合に登記されている法人にとって、農協の利点が不明確であること、また各地域の OJCA も農協の登記方法等の手続きにつき熟知していない為、登記手続き費用を払い申請したが、書類不備で申請が却下される事例が相次いでいるためである。このことが農協登記への妨げにならないよう、成果 1 で研修を受けたインストラクターが登記手続きについて指導する必要がある。これにより円滑な農協普及に繋がる計画となる。

### 成果 3 の活動

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 3-1. 組合員のニーズに基く農協の事業活動・サービス方法の策定  |
| 3-2. 事業計画及び経営計画実施過程における支援         |
| 3-3. 販路開発、生産資材購入先、各種サービスに関する情報の提供 |
| 3-4. 農協活動の評価・検討                   |

上述した活動は、主に ANCA、OJCA 及びパイロット農協組合員を対象としたものであるが、プロジェクト目標の項で言及した様に、本プロジェクトは旧社会主義体制時の農協と異なり、組合員にサービスの提供等、利益をもたらすこと及び農協設置地域の近隣農民にも裨益する事業展開が必要となる。このため、地域住民へのサービスの拡充を図るため、パイロット農協組合員のニーズ分析を行い、課題を明確化した上で農協の活動方針を決定する必要がある。また、農協の基本活動となる共同購入、共同販売等を通じて農業生産にかかるコストを削減するため、市場情報を収集する等の活動を行う。また農協活動を通じて得られた成果を今後の活動及び他県の活動へフィードバックするため、ANCA、OJCA、農協組合員と共に、プロジェクトの活動評価を随時行うこととする。

#### (5) ターゲットグループとターゲットエリア

ターゲットグループを、①農協の運営・指導にあたるインストラクターとなる ANCA、OJCA の行政官、②実際の農協の運営にあたるパイロット農協候補の組合員及びその近隣農民とし、ターゲットエリアを、「ル」国が農協の先進県として認定し、これまで協力対象としてきた 8 県から、これまでの協力を通じて得られた知見及び現在の活動状況の聞き取りをした結果に基づき、5 県 (SATU MARE、ARAD、ILFOV、PRAHOVA、IASI) を対象とし、パイロット農協を設置することとする。

## (6) パイロット農協の選定基準

### 1) パイロット農協設置 5 県（SATU MARE、ARAD、ILFOV、PRAHOVA、IASI）の選定理由

「ル」国では、EU 加盟に必要な基準を満たす民主的かつ競争力ある農協育成を図るため、これまで長期専門家が先駆的農協の導入地域である 8 県において、農協候補組織の育成にあたっていた。これより、本調査では、既に活動を行っている 8 県 19 の生産者組織から、農協として活動する意思と能力等を、以下の基準により選定した。

- ①農協として活動する強い意思
- ②農協登録手続きの準備状況
- ③資産状況

これらの各項目に対して点数付けを行い、上位の農協候補組織から、パイロット農協として専門家及び ANCA、OJCA から集中的に農協運営・指導を受ける。

また、当初の予定では、「ル」国に適した農協のモデル形成を行うため、各種事業別にパイロット農協を選定することを検討していたが、実際にパイロット農協として活動実施可能な能力を有する生産者組合につき、比較・検討を行った結果、成功する見込みの高い農協は、一定の事業規模がある穀物農協を中心として選定される結果となった。また、畜産分野については適当な農協候補が存在しなかったため、今回のパイロット農協からは外すこととするが、今後の協力において実施可能な農協がある場合は柔軟な取り込みを考える。

なお、本調査を通じて「ル」国側よりパイロット農協を 5 県 8 農協に絞ったが、今後の活動を通じ日・ル双方で必要性が確認された場合にはパイロット農協の変更や、数についての変更を柔軟に対応したい旨要望があった。これについては、JCC 等で確認し承認することとする。また、ANCA 及び OJCA は、プロジェクト実施期間を通して、パイロット農協運営に必要な人員の配置、適正な指導、研修の実施及び問題発生時の解決に全責任を負うこととする。

## (7) 投入

長期専門家：農協運営

短期専門家：共同購入・販売

本邦研修：各年 2 名～3 名

供与機材：ノートパソコン及びプロジェクター×5 台（研修用）

調査団：中間評価、終了時評価

本協力は、これまでの協力を基盤とし人材育成に注力することから、パイロット農協に対する財務改善を目的とした資金協力や機材供与を行わない。パイロット農協に対する支援はあくまでも ANCA、OJCA による技術的な協力であり、その運営は組合員の分担金を資本とする。このことによって、プロジェクト終了後も組合員が財務状況に責任を持って農協の運営にあたるのが可能となるため、



農協の普及とプロジェクトの自立発展性を確保出来る。

これは、これまでの他の農協案件の教訓により、農協に直接資金協力や機材支援を行った場合は、対象農協以外の農協に普及して行かず、対象農協はプロジェクト実施期間中のみ運営がうまく行くが、協力終了後は農協が機能不全に陥っているとの反省を基にしている。

#### (8) プロジェクト実施体制

ANCA は、プロジェクトの企画・運営を担う農業省傘下に属する独立した機関である。しかし、予算は概算要求に基づき、農業省から配分されることから、実際の活動は農業省の承認の下、実施していると考えられる。そのため、プロジェクトの実施管理にあたっては、JCC 等の機会のみならず、農業省と緊密な情報共有を図り、「ル」国側のオーナーシップの向上を促す必要がある。また、ANCA では、本プロジェクトを担当する農協促進室を設置する予定となっているが、現時点で予算確保状況等不明であるため、プロジェクト開始にあたっては人員・予算を含めた実施体制の確保を確認する必要がある。

他方、実際の現場でのプロジェクト実施管理を担う OJCA は ANCA の指導の下に、配布された予算内で各県の農業技術普及を実施する機関である。これまで、パイロット農協を設置する予定の 5 県全ての OJCA における農協の運営指導にあたるインストラクターについて本邦で研修を実施した。しかし、今後 OJCA も体制の変更が検討されており、本邦で研修を受講したインストラクターがパイロット農協のインストラクターとして配置されるかは現時点で不透明である。そのため、ANCA を通じ OJCA の人員・予算配置についても、本邦で研修を受けたインストラクターを優先的に配置するように働きかける必要がある。

#### (9) 我が国の援助方針

現地 ODA タスクフォースにより「ル」国側との政策協議を踏まえた上で、以下の方針が確認されている。

##### ① 「ル」国に対する ODA の基本方針

「ル」国は世界銀行基準による中所得国に分類されているが、「ル」国の開発計画が EU 加盟を念頭に置いたものとなることは避けられず、このような状況の中で我が国の存在感を発揮できる分野へ集中した援助を行うこととする。そのためには、EU による対「ル」国支援との競合を避けつつも、「ル」国の EU 加盟という政策目標と矛盾せず、かつ我が国が比較優位を持つ分野への支援が有効である。

##### ② 重点分野

①を踏まえ、「ル」国側関係省庁と現地 ODA タスクフォースとの間で政策協議を行い（2004 年 10 月）、①環境保全分野、②産業育成と貿易・投資促進を重点分野と定めている。

その中で農業分野は②の産業育成と貿易・投資促進に位置付けられ、特に輸出及びサービス業の占める割合が高くなっているが、人口の約 34%が農業分野に従事

しており、雇用人口の拡大や所得向上を目標とする「ル」国では、農業分野に引き続き支援を行う必要性は高い。

また、農業人口に比して農業生産性が低いため、EU加盟後、CAPの受諾、市場統合による影響軽減を図る農業保護政策の撤廃等が予想されることから、農業分野の競争力向上は喫緊の課題となっている。

上述に鑑み、重要分野とされる農業分野で、市場経済化に即した農業生産性の向上を図りつつ、また併せて人材育成を図る本プロジェクトの意義は高く、我が国の援助方針に合致している。

## 第4章 PCM ワークショップ及びニーズ調査の結果

### 4-1 PCM ワークショップの概要と結果

#### 4-1-1 ワークショップの目的とプロセス

プロジェクトの枠組みについて、農業分野における課題を参加型で収集・分析することを目的に、農業省の会議室において、農業省、ANCA、OJCA、農家グループ代表等の参加により PCM ワークショップを実施した（付属資料 2 Annex II）。

参加者は、ANCA の監督組織である農業省から 3 名、「ル」国における農協の運営・指導を実施するプロジェクト全体の実施・調整機関となる ANCA から 6 名、その下部組織であり、農村部での農業技術の普及及び農民の組織化支援にあたる OJCA から 8 名、生産者組織代表者を含む農民 7 名、その他を含め合計 25 名であった。

冒頭、プロジェクトの背景、これまでの協力を踏まえたプロジェクトの構想と PCM 手法の説明を行い、その後、問題分析の説明及び実施、目的分析の説明及び実施という手順でワークショップを開始した。本調査時点で、プロジェクトの主要課題は農協の育成に絞り、ワークショップ参加者の理解・合意を得ていたため、参加者分析を省略することとした。

また「ル」国側の闊達な議論を促し、プロジェクトの枠組みについて日本側の恣意的な誘導を避けるため、ANCA 職員に対し事前に PCM 研修を行い、モデレーターとしてワークショップの運営にあたらせた。問題・目的カードはルーマニア語、英語を併記し、日・ル双方で情報の共有を図るようにした。

#### 4-1-2 問題分析

農業協同組合の育成にかかる包括的な農家のニーズ及び課題を効率的に分析するため、中心問題（問題分析の出発地点となる包括的な問題）を「農家の農業収入が低い」として調査団側から参加者に示し、原因－結果の因果関係を基にして分析を進めた。

中心問題の直接的な原因（直接原因）としては、「1.農業生産物の品質が低い」、「2.農業生産性が低い」、「3.農民組織の不在」、「4.農業とその他業種間の所得格差」、が挙げられた。4.については、他の課題を包括的に取り組むものであり、上位目標レベルで扱うべき事項であったことから、更なる議論の対象とはしなかった。

「1. 農業生産物の品質が低い」を招く原因としては、①農業生産にかかる技術情報や農業技術普及サービスの不足による農業生産性の低さ、②輸入種子に対する適応試験が不十分かつ適切な規制がされていないため、粗悪な品質の種子が販売されていることによる農業生産性の悪化、③老朽化した灌漑設備の復旧や農業機械等の購入に係る資金が不足していること及び農家への資金面での補助にかかる政策、制度上の問題が挙げられた。

「2. 農業生産性が低い」を招く原因としては、①社会主義体制の崩壊後、農地改革を推進した結果、農地が細分化されたこと、大規模な土地所有が制度上困難であること、②品質向上にかかる生産資機材・灌漑施設等の不足等が挙げられた。

また「3. 農家組織の不在」を招く原因としては、①組織化にかかる制度上の情報及び指導にかかる人材の不足、行政における農業普及を行う組織やサービス不足等が挙げられた。

通常のアgriculture技術や資金等の不足により農産物の品質や生産性が向上しないという視点に留まらず、農家の所得向上を図る手段としての農家組織の不在を直接原因の1つとして取り上げており、組織化への問題意識の高さが浮き彫りになった。

#### 4-1-3 目的分析

上述の問題分析結果を基に目的分析を行った。目的分析では、議論の出発地点であり、問題の解決によって得られる望ましい状況である中心目的を「農家の農業収入が高い」として、手段-目的の因果関係により分析を進めた。

中心目的の直接的な手段（直接手段）としては、「1.農業生産物の品質が高い」、「2.農業生産性が高い」、「3.農家が良く組織されている」、の3項目が挙げられた。

「1. 農業生産物の品質が高い」ための手段としては、①最新農業資機材・技術の導入、②良好な種子及びその試験システムの導入、③高い農業技術を有する人材の育成、④利便性の高い融資制度の導入等が挙げられた。

「2. 生産性が高い」ための手段としては、①法制度の整備による農地の集約化、②輸出振興を図るための生産資機材及び施設の導入、③融資制度を活用した農業資機材等の投入の拡大が挙げられた。

「3. 農家が良く組織されている」ための手段としては、①農業生産にかかる情報提供（特に市場情報）、組織化を推進する組織の強化、農協の運営・指導にかかる人材育成、農協に対する税制上の優遇措置の導入等が挙げられた。

上述により、本プロジェクトの狙いである農民の組織化にあたっては、農業技術や市場情報等の提供、そのための支援組織（本プロジェクトの場合 ANCA 及び OJICA）の強化、農民リーダーの育成等の必要性があることを確認した。これは、事前に合同評価委員会において暫定的に策定した本プロジェクトの基本構想とほぼ同様であった。なお、問題分析系図、目的分析系図は、図 4-1、図 4-2 の通り。

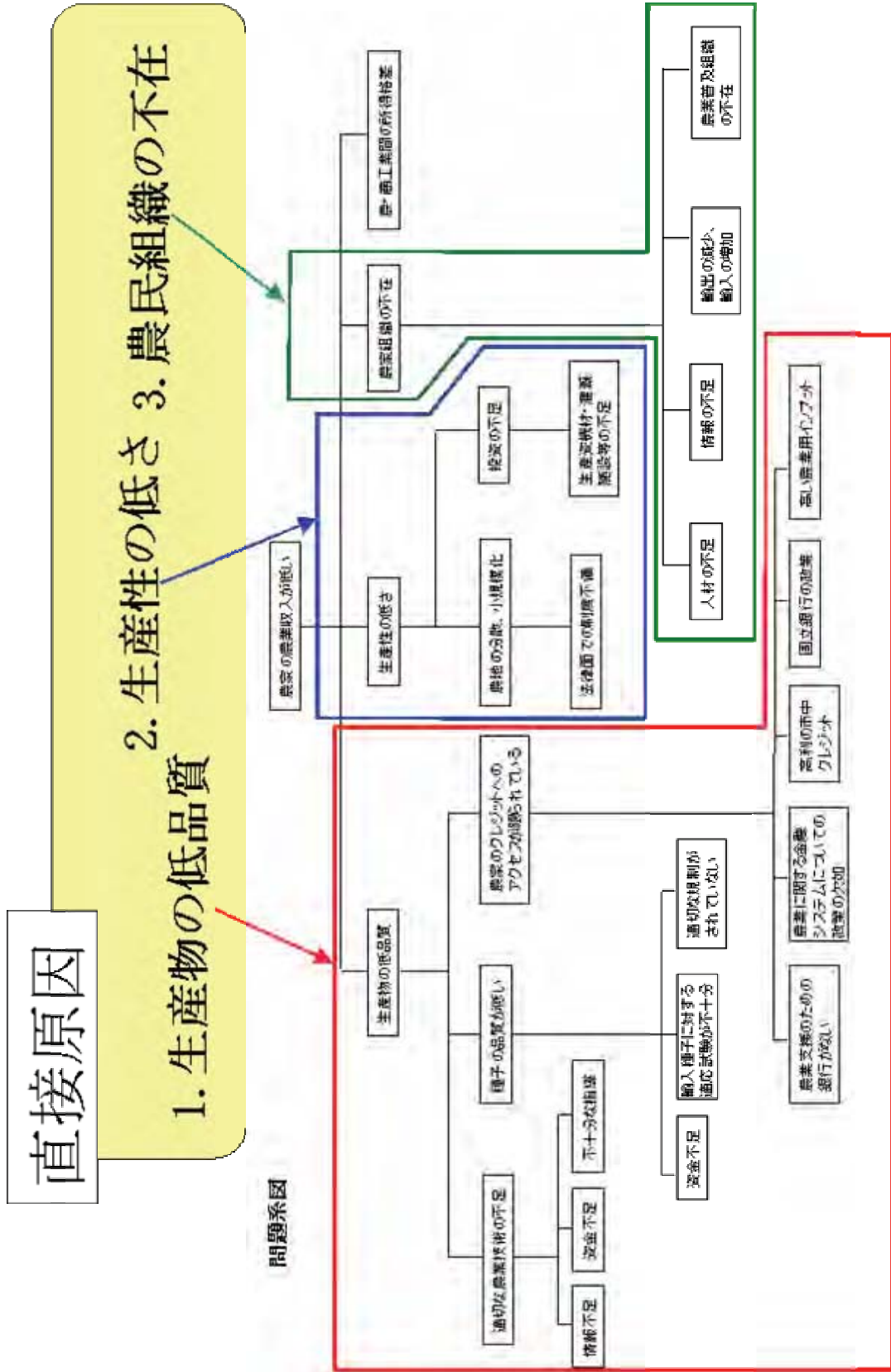


図 4-1 問題分析系図

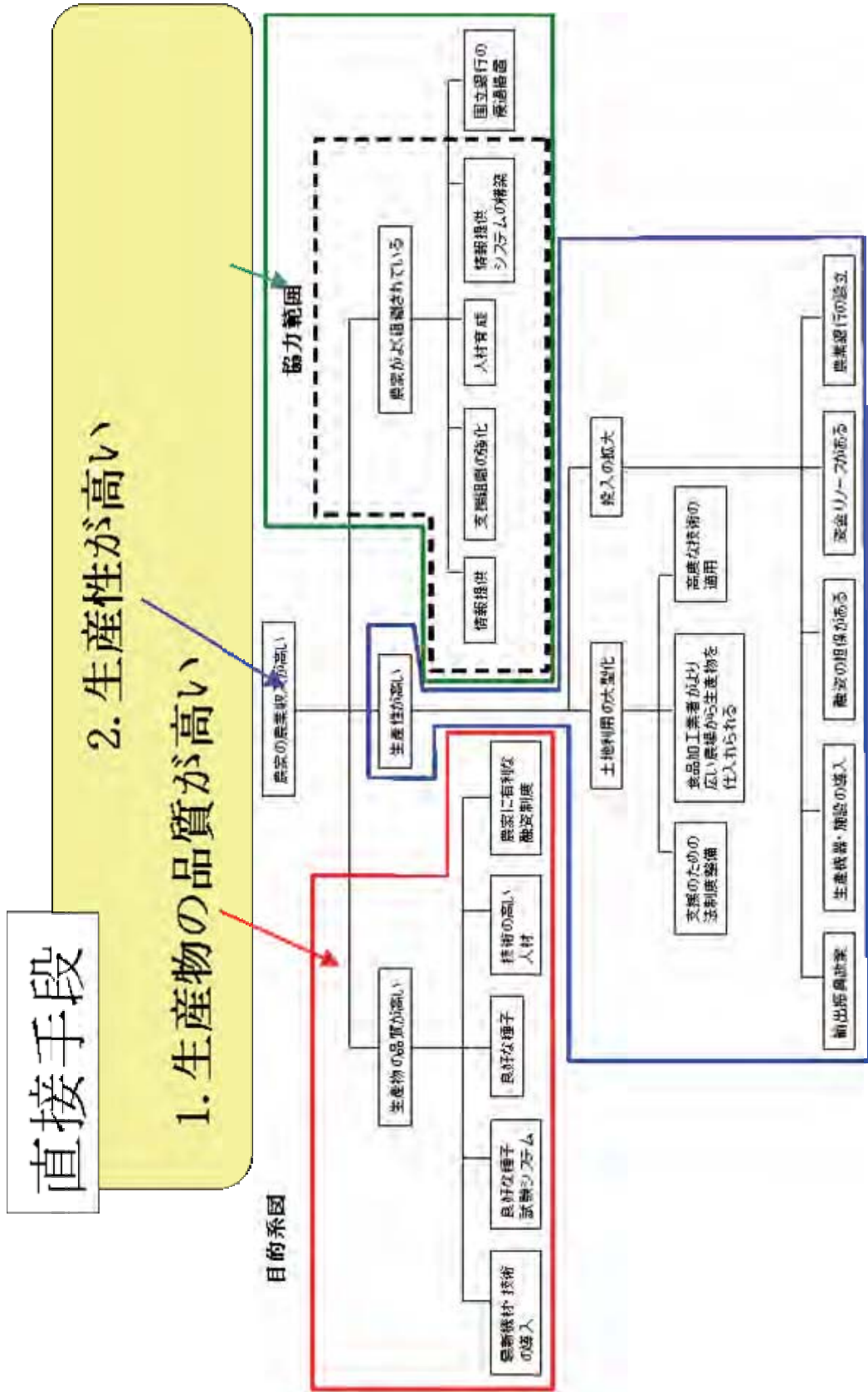


図 4-2 目的分析系図

## 4-2 カウンターパートへの質問票及び聞き取り調査結果

JICA 事業評価ガイドラインに基づき、情報収集、プロジェクトの妥当性、これまでの協力の実績及び有効性を確認するため C/P へ質問票及び聞き取りによる調査（付属資料 3 Answers to the Questionnaire）を実施した。結果は以下の通り。

### 4-2-1 質問票回答結果

質問票への回答は、わが国での研修を受講した ANCA 及び OJICA 職員 23 名から回収した。全体的に、修得した技術を活用し、農民を対象にした研修を実施していることを確認した。また、日本型の農協についての理解が深まっており、実際の現場を担当する OJICA 職員はパイロット農協組合に移行する生産者組合に対し、農協の運営に係る指導を行っていることを確認した。

また、農協の必要性・有効性への理解が深まることで、農協運営にかかる実践的な研修のニーズが高いことを確認した。

農協育成にあたってのネガティブ面として、同活動にかかる予算の不足が挙げられ、特に資本金等の初期投資について個別農家では対応が難しいとの回答があった。この他、市場流通制度の不備、農業生産物の品質が低い、農業機械の不足、土地問題の未解決及び農家の過去の経験による保守性、農業生産資材の高価格等の課題が指摘された。

### 4-2-2 質問票を基にした聞き取り調査結果

国別研修の修了者である ANCA の職員 6 人から、質問票の回答を基に聞き取り調査を行った。

結果、「ル」国は、2004 年末の政権交代より行政改革を推進しており、ANCA も継続した組織改革が行われている。「ル」国の最優先課題である EU 加盟に向けて、民主的な農協の設立にかかる法律制定の必要があったこと及びこれまでの日本側による農協育成にかかる協力の結果、農民組織育成を専門とする 2 室（①専門組織室及び②組織活動支援室）が新たに設立された。①は本プロジェクトの実施主体となる予定である。ただし、現時点では実際の人材・予算配置等が行われていないことを確認した。

また、①現在の職掌、②日本での研修及びこれまでの協力で培った経験の具体的な活用、③農協の必要性の理解、④新規プロジェクトの内容へのコメント等について調査したところ、全体としては、農協の有効性・必要性については十分な理解があり、これまでの日本側の協力の結果、幅広い人材が育成されていることを確認した。しかし、ANCA のインストラクターは、首都に勤務するため、直接現場で指導を行う機会は極めて限られている。また上述の通り、本プロジェクトの実施を担当する新設部署はまだ実質的には機能していないため、これまでの協力の結果が、農家に裨益するまでに至っていない。新規プロジェクトへの期待としては、これまでの人材育成に加え、農協の有効性を具体的に示す成功事例の提示が重要との指摘があった。

#### 4-3 農家のニーズ分析に係る現地調査結果

「ル」国における、一般的な農村部の状況を把握すること及びすでに生産者組織を形成し、農業の効率化を図っているグループの好例として、ILFOV 県ヴィドラ村及びブレゾアエレ村の調査を行った。調査結果は以下の通り。

##### (1) ヴィドラ村の農業概況

ヴィドラ村は首都近郊における一大野菜生産地であり、100 km<sup>2</sup>ほどの地域で、首都で消費される 3~4 割の野菜を供給している。一部の農家では、灌漑設備を備えたグリーンハウスによって近代的かつ集約的な野菜栽培を行っている反面、多くの農家が、露地での野菜の栽培及び穀物栽培に従事している。平均的な農家では、小型農業機械を所有するものもあるが、一般的に牛等の畜力による耕作が行われている。

主に生産される野菜は、施設栽培で、レタス、トマト、キャベツ、キュウリ等であり、露地栽培は冬期を除いてキャベツ、カリフラワー、ジャガイモ等が栽培されている。また、流通・販売手段は、仲買人との交渉によるのが一般的である。これは農協法が施行される以前の生産者組合は、非営利法人として登録されているため、農家自ら販売し利潤を追求することが出来ないことや、流通手段を有さないことが理由である。また一般の農家は市場情報等を入手することが困難なため、仲買人の言い値で販売せざるを得ない状況である。

当該地区の農業インフラについては、1997 年に、世界銀行とドイツ技術協力公社（以下、「GTZ」）の支援により、首都近郊に 6 カ所、野菜の集出荷場（主倉庫面積 1,400 m<sup>2</sup>）が建設されたが、ほとんど活用されていない。これは、同集出荷場の利用にあたっての分担金が、個々の農家では賄えなかったことに起因する。

上述の状況を踏まえ、当該地域農民に対し、本プロジェクトに対する聞き取り調査を実施した結果、概ね、モデル農協の形成方法や農協による農産物の市場流通方法等の情報が具体的にならない場合、農協の促進協力や有効性は判断出来ないとの意見だった。

このため、本プロジェクトでは、農協の有効性について、具体的な事例を示し、旧社会主義体制時の農協と異なり、民主的な運営による農協について理解を求めていく必要があることを確認した。また、現地調査では、その他生産者組合との意見交換を実施したが、いずれの組合も、農協として登記の意思はあるが、手続き等の問題で登記に至っていないこと、共同購入や共同販売を通じて農業生産の効率化を図る意思はあるが、技術及び市場情報等が不足しており、このようなサービスを必要としていることを確認した。

全体的に、農家は非常に厳しい状況下にあるものの、様々な努力を行いながら状況改善を試みている。2007 年に EU 加盟を控え、農業分野の競争力強化が喫緊の課題とされているが、中・小規模農家では、農業機械等及び大規模灌漑施設の活用等による、生産性や品質の向上を図ることが困難である。また、農業生産物を取り扱う流通・市場環境も脆弱であるため、個別農家は農産物の仲買人との価格交渉も出来ない状況にある。



このような状況下において、一般的な農家は農協のメリットについて理解がほとんど無い。一方、小規模農家同士で組織化を図り、共同購入、販売等を実施し農業生産の効率化を図り収益を上げているグループも存在する。これにより本プロジェクトでは、ANCA 及び OJCA を通じてこれらのグループ支援し、農協の有効性を提示することの重要性を確認した。

## 第5章 評価結果

### 5-1 5項目評価

#### 5-1-1 妥当性

本プロジェクトは「ル」国・わが国の政策と合致しており、また受益者のニーズに適切に対応する計画であるため、妥当性は高い。

#### (1) 政策面

本プロジェクトは「ル」国、わが国両政府の政策と合致しており、政策面での妥当性は高い。

本プロジェクトは SAPARD 資金、世界銀行、IFAD の小規模金融事業、GTZ 建設の野菜集荷場等他ドナーのスキームを活用し実施する予定となっている。

法律面では、2005年1月に施行となった農業協同組合法(法律555/2004)が、農業協同組合に法律的基盤及び4項目の政府支援(①設立後5年間の農地税の免除、②設立後5年間の農地税20%の法人税の免除、③国内外の農業支援策の優先供与、④組合活動にかかる機材購入の関税免除)を付与し、農協の育成にかかる基盤を提供している。

また農協の育成・指導にあたっては、農協法において、本プロジェクトの実施機関である ANCA 及び OJCA が中心的な役割を果たすことになる。ANCA の主な業務は、OJCA を通じて、農業・農村開発面での研修、行政・技術情報及び技術協力を提供することであるが、今年、組織改革を行い(法律77/2005)、農協の設立支援を行う2部署を新設した。今後、同部署に4名の職員が配属される予定となっている。

また、わが国の対「ル」国 ODA の基本方針は、EU による対ルーマニア支援との競合を避け、わが国が比較優位を持つ分野への支援を行うべく、①環境保全分野、②産業育成と貿易・投資促進を重点分野と定めている。その中で、重点分野②に位置づけられ、「ル」国雇用人口の3割を占める農業分野の生産性向上並びに競争力の確保は喫緊の課題であり、同分野への支援は、わが国の援助方針に合致している。

#### (2) 受益者のニーズ

1989年の革命後、社会主義から市場経済社会へと移行する過程において、従来の国営農場を解体して、農地の返還を進める政策を取ってきた結果、農地の返還を受けた農民は約400万人となり、1人当たりの面積は2.3ha程度と細分化され土地利用効率が極度に悪化した。また、これまで集団農場で保有していた農業機械、灌漑施設、市場等が利用できなくなり生産効率も悪化した。これより、小規模生産農家は組織化による農業資器材の共同購入、共同出荷等を推進し、農業生産効率の向上を図り、「ル」国の EU 加盟後の市場統合に向け競争力の向上を図ることが喫緊の課題となっている。

現在でも非営利の生産者組織として多くの農民グループが存在してはいる

が、ほとんどは組織面・財政面で脆弱である。これまで統制経済下に置かれ、民主的かつ利潤の追求を行う農協運営の経験を有していない農民に対しては、農協運営の成功例を提示することが重要である。

また、ANCA、OJCA は農家へ農業技術の普及等のサービスを提供する役割を担っているため、同機関を実施機関として、農民へ農協運営のモデルを提示し、農協運営にかかる技術的指導を実施する指導者の役割も担わせる必要がある。

本調査を通じて、ANCA、OJCA 共に、このような状況下にある「ル」国における農協育成の重要性は、これまでの日本側の協力により十分に理解しており、農協運営にかかる技術的知識をある程度修得していることを確認した。しかし、上述の通り、農協法の整備が遅れたことにより、ANCA、OJCA 職員共に実際の農協を指導した経験が無いため、本協力における実際のモデル農協運営を通じた OJT による技術指導及び研修の需要は高い。これにより、本プロジェクトは ANCA、OJCA 職員の能力向上に大きく貢献し、また、農協候補組織の農家に対しても同時に農協運営手法の技術指導を実施するアプローチを採用することから、ターゲットグループのニーズに合致している。

#### 5-1-2 有効性

プロジェクト目標及び各成果は以下の理由により、十分達成可能と見込まれるため、有効性は高い。

成果 1 は、過去の協力の延長である、主に研修や指導教材の開発を通じて達成される見通しである。過去の協力において実施した研修を通じて ANCA と OJCA のインストラクターに対し農協の育成にかかる基礎技術の移転がなされていることから、本成果の達成に有効である。

成果 2 は、計画立案等の農協開発のための実践業務を通じて達成される見通しである。農協としての活動はパイロット農協の組合員にとって新しい取り組みであることから、パイロット農協への密接なガイダンス、モニタリングを必要とする。しかし、これまで同組合の運営・指導を実施してきた ANCA や OJCA から、本調査で選定された組合については、非常にやる気が高く、財務状態も良好であることの確認が取れており、選択されたパイロット農協は全てモデル農協となり得る高いポテンシャルを持っていると考えられる。

成果 3 は、主に技術・組織情報の供給によって達成される計画である。プロジェクト開始当初に計画されている農家のニーズ調査は、本成果達成の可能性を高めることとなる。

この様に、成果 1 は「必要な人材を供給」し、成果 2 は「普及材料としてのモデル農協を育成」し、成果 3 は「持続的な農協運営及びその他の農業活動のために必要な情報を提供する」ことになっており、上述の 3 つの成果の達成を通じてプロジェクト目標も達成される見通しである。

成果レベルの外部条件として、天候条件、ANCA 実施体制及び生産物価格の 3 つが挙げられている。これらについては、随時留意し、きめの細かい観測が必要であ

るが、現時点では状況が特段悪化する要素は無い。

### 5-1-3 効率性

本プロジェクトの効率性は、以下の分析から高いと判断する。

本プロジェクトは、長期専門家による農協の運営・指導にかかる行政官を育成し、パイロット農協に対し技術的指導を実施する一方、農業資機材や資本金の投入を行わず、「ル」国政府及び他ドナー等の補助金等支援を最大限に活用する計画となっていることから、農協組合員の自助努力を十分に促す計画となっている。また長期専門家の専門技術で不足する部分については、短期専門家及び現地ローカルリソースを柔軟に投入する計画となっていることから投入量は、成果達成に十分である。

インストラクターを対象とした国別研修は、費用対効果の面に鑑み、「ル」国と市場統合される予定である EU 諸国で実施することも一案であるが、これまでの協力で実施した本邦研修が非常に有効であったことが、質問票及びインタビュー調査の結果示されているため、プロジェクトの進捗状況に合わせ、「ル」国側・日本側で投入を調整・決定する必要がある。

また、これまでの協力の成果を基盤とするため、ANCA、OJCA 職員の修得した知識及び経験を、プロジェクト実施管理に十分活用することが可能となるため、効率性は高い。

活動における外部条件として挙げられている、技術指導を受けた職員の配置換え等については、現状では、特段の問題は無いと予想されるが、「ル」国は行政改革の最中であり、ANCA、OJCA の職員配置状況について適宜モニタリングし、十分な経験・技術を有した C/P の配置を要求することが望ましい。

### 5-1-4 インパクト

以下の理由により、十分な正のインパクトが予想されること、適切な技術指導及びモニタリングによって負のインパクトが最小限に低減出来る見通しから、インパクトは高い。

プロジェクトの正の効果が発現した場合、上位目標は、プロジェクト期間中、もしくは終了後早期に達成される可能性がある。

これまで農協運営が実施されていなかった「ル」国において、農協のコンセプトを具体化し、適切な運営管理が実施されることで、農家に対し、農協を通じた農業生産活動の優位性の広報及び農業技術にかかる情報等の普及が図られる計画となっている。

特に、パイロット農協の主な活動として、短期的には共同購入を通じた農業資機材等のコスト削減による生産コストの抑制を図り、長期的には共同販売による仲買人への価格交渉の優位性の確保、販売収益の向上による所得向上が挙げられる。

これらは農協組合員へ直接裨益し、また、パイロット農協組合員以外の農家に対しても研修を実施することにより、他の地域への農協拡大を図ることが可能である。農協の運営にあたっては財務の透明性及び民主的手続きによる運営が不可欠であるため、これらに留意することによって、農家のこれまでの社会主義化における集

団農業を代表とした農協に対する負のイメージを変えることに留意する必要がある。

将来的な負のインパクトとして、現在のパイロット農協の組合員の多くが高齢男性であり、女性、若者は少数であることである。これは将来的に、農協組織の硬直化を招き、国家農業・農村開発計画に示されている「農協等の活動促進を通じた、農村部における雇用促進を図る」との方針に沿わないことになる。また、同計画で示されている EU 等の市場において、近代的な農業技術を採用した生産性・品質の向上を通じた競争力のある農業部門の育成を果たすことが困難になる。これより、現在のパイロット農協のみならず他の地域での生産者組合の育成研修においても、若年層と女性の積極的な取り込みを図ることが必要である。

また外部条件については、上述の通り、EU パートナーシップ協定に基づき、国家農業・農村開発が策定され、農協法も整備されたことから現時点での「ル」国農業政策の変更の可能性は低い。したがって、プロジェクト目標レベルの外部条件は満たされる見通しである。

#### 5-1-5 自立発展性

本プロジェクト実施機関である ANCA の組織及び財政面の持続性はある程度確保されているものの、これまでの経緯から注意深いモニタリングが必要である。一方、「ル」国の農業政策の持続性は、上述の通り高いと予想されることから、自立発展性は中程度に高い。

##### (1) 政策面

上述の通り、「ル」国は 2007 年に EU に加盟する可能性が非常に高い。EU に加盟する場合は CAP に「ル」国の農業政策を合致させる必要があり、同時に「ル」国国内法の整備が義務付けられている。

一方、「ル」国の様な新規加盟対象国に対しては、EU 市場に参入する前に農業生産物の競争力の向上を図るための支援策として SAPARD が供与されている。このため、「ル」国の国家最優先課題である EU 加盟に向けた各種協定が締結済みであることから、加盟後も農業政策は短期間の内には急激な変化は無いと予想される。したがって、現在の SAPARD 及び農協法を基本とした「ル」国内の農家や農協を対象とした支援策が継続されると考えられる。

##### (2) 組織面

モデル農協は、「ル」国の農民に対して農協を通じた作物生産の優位性を具体化し、他地域への農協育成の普及にあたる位置付けとなっている。また、モデル農協を通じて、ANCA、OJCA のインストラクターを、OJT を通じて育成し、農協の発起人は運営責任者として研修する計画となっていることから、組織における人材面での自立発展性は高い。組織化するにあたっては若年層及び女性の参加を促す必要性が高い。また、ANCA については、農協育成を専門とする部署を組織改革の一環として新設しており、この内の専門組織課は全国の農協

育成の中心的役割を担うこととされている。本件については、M/Mにおいて確認しており（付属資料2 M/M Annex I）、「ル」国側の責任によって ANCA の組織運営体制が確保されれば、組織面での自立発展性が見込まれる。

### (3) 財政面

上述の通り、ANCA における農協育成にかかる体制は新設されたが、人員及び予算については本調査時点では予定となっており、確認出来ていない。また、事前調査では ANCA 側のローカルコスト負担について、「ル」国の予算年度末が 12 月であり、本年度予算においては特設プロジェクトにかかる予算要求をしていないことから、ANCA における他の事業予算を本プロジェクトに充てることを確認したが、予算確保状況については十分なモニタリングを実施することが必要である。また、「ル」国側のプロジェクトであることを十分に理解させ、ローカルコスト負担等については、ANCA の各年予算要求に計上させ、プロジェクト終了時まで「ル」国側の分担を増やしていくことが望まれる。

一方、農協運営に係る財政面の自立発展性については、農協法における支援及び SAPARD や世銀の建設した市場を活用できることから、初期投資についてはかなり軽減される見込みである。また、EU、世銀、IFAD 等の小規模農家向けクレジット（2 ステップローン等）の活用も可能なことから、農協の財政面での自立発展性に大きく寄与することが期待される。

## 5-2 結論

### プロジェクト実施にあたっての課題

これまで述べてきたように、本プロジェクトの、自立発展性については課題が残るものの、妥当性、有効性、効率性、インパクトはいずれも高いと評価された。このため本プロジェクトの内容は適正であり、実施は妥当であると判断される。

一方、本プロジェクトはこれまでの協力を基にして実施されるものであるが、「ル」国側ではこれまで育成してきた農協の運営・指導にあたるインストラクターの配置転換等が相次いだ為、組織面での自立発展性に疑問がある。これより実施機関である ANCA の体制を十分に見極めた上で、育成対象とするインストラクターを選定し、技術指導にあたる必要がある。

また、農民向けのサービスとして、事前調査という短期間では十分に農民のニーズを収集し、分析することができなかった。このためプロジェクトの実施にあたっては、パイロット農協設置の対象県において、包括的な農民のニーズ調査を C/P と共に協力して実施し、結果を踏まえた上で各々のパイロット農協に必要とされている、農家を対象としたサービスの拡充を図る必要がある。

なお、上述を踏まえた本プロジェクトの実施管理にあたって必要とされる留意点は以下の通り。

- 1) 2007 年 1 月の EU 加盟後、政府の農業政策及び農業協同組合に対する政策の方向転換有無について適宜情報収集及びモニタリングが必要である。これはプロジェ

クト目標の外部条件に設定しており、現時点での特段の変化は予想されないが、EUの市場に統合後は、民間の農業企業体等の流入が予想されるため、同点と併せて留意が必要である。

- 2) プロジェクト終了後の自立発展性を担保するべく、農協の育成にかかる ANCA 及び OJCA の予算確保について明確化する必要がある。特に ANCA は同分野にかかる部署を新設予定としているが、現時点予算確保が行われていないこと、C/P の研修実施にあたっての地方出張旅費等は確保されているが、研修教材の作成にかかる予算等は確保出来ていない。このため、プロジェクト実施中に、同予算確保を確実にするためにも、農業省等上位機関からの承認を取り付ける等の努力が必要である。
- 3) 農産物価格の動向、研修を受けた ANCA 及び OJCA 職員の定着等他の外部条件のモニタリングを適宜行い、問題等発生した場合は、JCC 等の中で対応策を模索する必要がある。
- 4) 社会主義体制下における農家の農協に対する負のイメージを払拭するため、モデル農協への緊密な指導を通じ、得られた成果の広報を積極的に行う必要がある。また、モデル農協での農家研修や農業技術紹介等を実施し、農協の民主性の説明、モデル農協を通じた組織化の利点の提示等の努力を粘り強く行い、農協の普及に努める必要がある。
- 5) 将来的な組織の柔軟性、多様性を確保するため、農協への若年層や女性の取り込みを進める努力が求められる。

## 第6章 プロジェクトの実施体制

### 6-1 相手国実施機関

本プロジェクトの実施機関は、農業省傘下に属する全国営農指導機構庁（ANCA）とする。また、本プロジェクト実施にあたっては、同庁の COMPARTMENT FOR PROFESSIONAL ASSOCIATIONS STRUCTURING 及び COMPARTMENT FOR ASSOCIATIONS AND ORGANIZATION OF THE GROUP ACTIVITIES が中心的な役割を果たす。また、同庁は各県における現場での農業技術普及を実施する県農業コンサルタント事務所（OJCA）を監督し、「ル」国全体の農業普及方針の企画・運営及び農業技術普及に係る研修等を通じた人材育成を実施する機関である。本プロジェクトでは、モデル農協を通じて修得する技術・経験等を、「ル」国全体に普及することが目的であるため、ANCA を実施機関の中心とし、プロジェクトの技術指導の下、「ル」国全体の農業技術普及方針に沿って農協の育成が図られることになる。

上述の通り、ANCA は、「ル」国全体の農業普及指導方針等を企画・運営するため、実際の現場で緊密な農業技術指導を行うことは困難である。このため、パイロット農協設置予定県である 5 県（SATU MARE、ARAD、ILFOV、PRAHOVA、IASI）の OJCA を通じ、プロジェクト活動の成果を他生産者組合へ普及するべく緊密な連携の下にプロジェクトの実施管理を行うこととする。OJCA は、モデル農協の運営・指導を通じて修得した技術・経験を ANCA に蓄積し、パイロット農協設置予定県以外の県へ農協を普及する活動を担う。なお、同機関の組織図を図 6-1 及び図 6-2 に示す。

### 6-2 プロジェクトの枠組み

本プロジェクトは、図 6-3 の概念図の通り、ANCA と JICA 専門家が協同で、OJCA に対して技術指導を実施し、OJCA が、現場で農民組織を構築し、パイロット農協を育成していく仕組みになっている。本プロジェクトの目的は、農協の登録を進めることではなく、現地での様々な課題を解決する手段として、組織化を進め、農協として登録し、プロジェクトによって育成を行うことを目的としている。

実際の支援としては、生産者組織で農協として組織化することで、生産性の向上等見込まれる組織に対し、農協の登記手続き支援等を行い、パイロット農協として育成する。

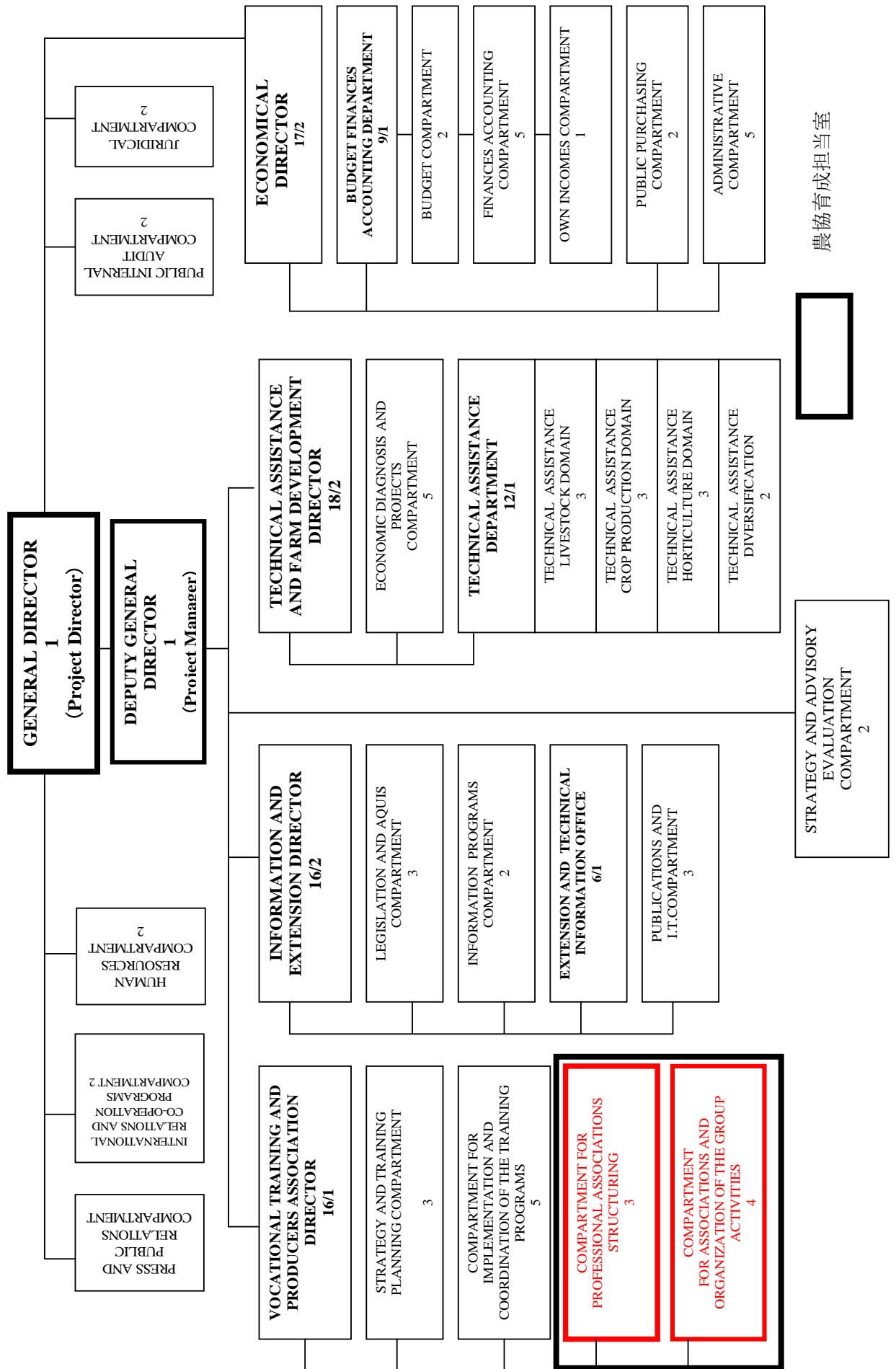
その後、事業・運営計画策定・実施の支援を行い、①マニュアル、ガイドラインの作成、②研修の実施、③事業・運営計画策定・実施支援、④モニタリングの実施等の活動を通じて、農協運営に係る経験と知識の集積を図る。上述の通り、集積した経験や知識は、ANCA によってその他の地域、県の OJCA を通じて普及する仕組みとなっている。また、ここで育成されたモデル農協は、農家に対し、農協の有効性について、具体的な事例を示すことが重要な役割となる。農協の基本的な活動である、共同購入や共同販売を通じて農業生産の効率化を図り、市場情報の提供や農産物の出荷に際し、仲買人との値段交渉を実施する等、具体的なサービスの提供が望まれる。



### 6-3 その他関係機関

本プロジェクトは上述の通り、農協の運営・指導にあたるインストラクター、パイロット農協に対する技術的支援を基盤としているため、パイロット農協に対する農業機械等の機材支援や、資本金の支援、農業インフラ支援を含まない。このため、SAPARDによる農業インフラ整備や世銀の建設した市場活用、その他機関の小規模農家向けクレジット等の活用を十分に図り、また、各ドナー及びスキーム間連携を十分に図ることで相乗効果を挙げる必要がある。この為、当面パイロット農協の初期投資に必要な原資の確保に SAPARD の利用を進めるため、同資金を管理する SAPARD 庁長官を、JCC のメンバーとした。また、これら支援・資金のアクセスについて、十分な情報が無いことが、PCM ワークショップにおいて言及されていることから、ANCA、OJCA は農協登録手続きのみならず、これら資金へのアクセス方法や登録手続き等の情報を収集し、パイロット農協を通じて、組合員や近隣農家に提供する必要がある。

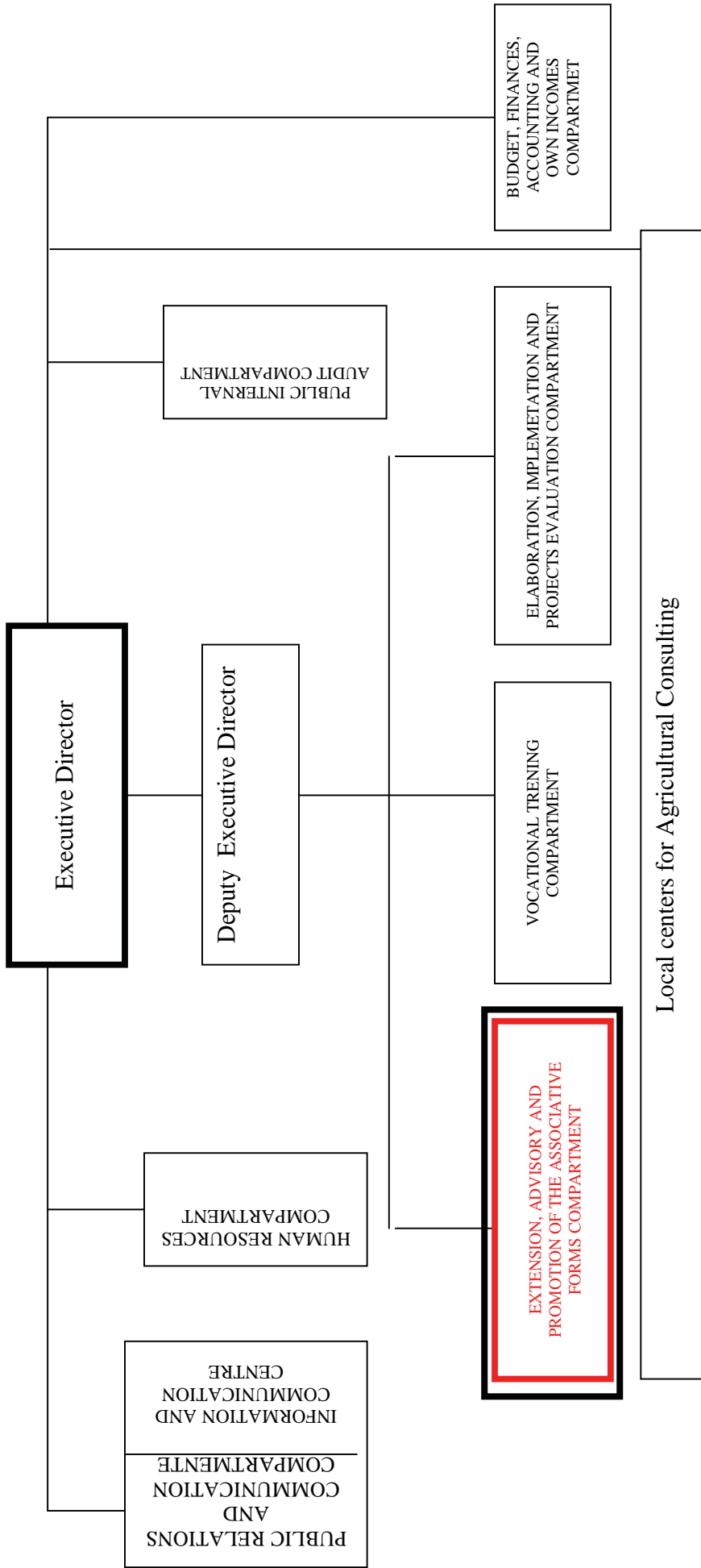
なお、これまで、「ル」国対して実施された他ドナーの協力動向について、表 6-1 に示す。



農協育成担当室

STRATEGY AND ADVISORY EVALUATION COMPARTMENT 2

図 6-1 ANCA 組織図



農協育成担当

図 6-2 OJCA 組織図

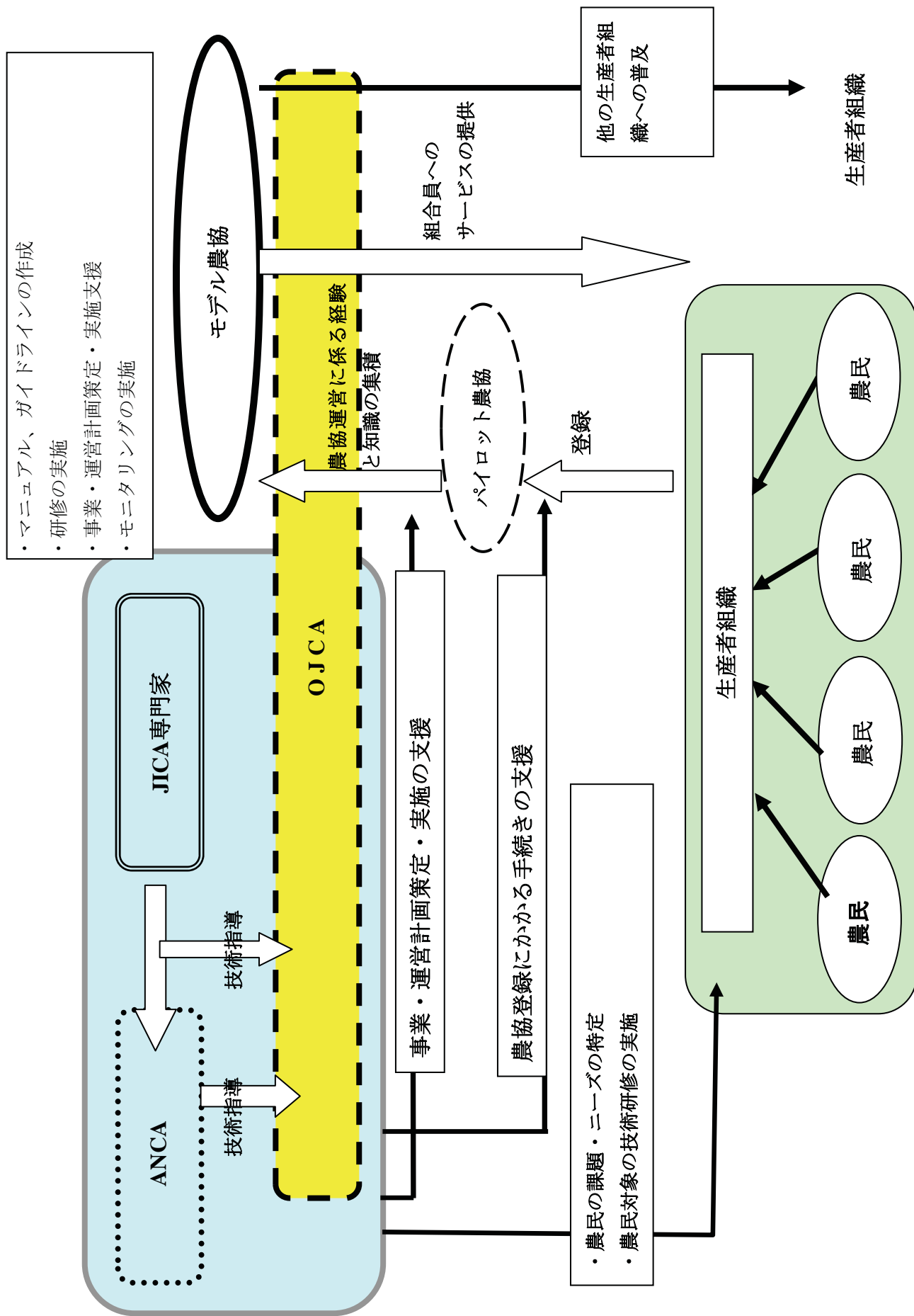


図6-3 プロジェクト概念図

表 6-1 他ドナー及び国際機関援助動向

ドナー	援助形態・内容
EU (SAPARD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• EU のルーマニア国（以下、「ル」国）に対する援助の枠組みは、加盟交渉分野（アキ・コミュニケーター）の完遂である。「ル」国に対する農業分野への支援は、加盟前支援の援助スキームである SAPARD（農業及び農村開発分野での支援）を通して、2003 年には約 162.2 百万ユーロの支援を実施した。</li> <li>• SAPARD は(1)農業事業者への投資、(2)職業訓練、(3)経済活動の多角化の3つを重点分野として支援を行っている。</li> <li>• SAPARD の申請は、農業省、ANCA、OJICA 等で相談を受け、「ル」国 SAPARD 庁が申請の受付、審査を行う。</li> <li>• SAPARD 庁は、農業関連施設の整備、民間の農業研修へ補助（50%）を行っている。</li> </ul>
米国 (USAID)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• USAID は「ル」国の EU 加盟支援に向けて市場経済化、ガバナンス、福祉の3つを重点分野としており、農業分野は、民間セクターの成長を目的とした市場経済化支援（灌漑・農地基金）に位置付けられる。</li> </ul>
世界銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 世界銀行は、(1)貧困削減（社会保障改革、保健医療、コミュニティ開発、農村金融支援）、(2)経済成長の促進、(3)EU への統合促進の3分野へ支援を実施している。</li> <li>• (1)の貧困削減分野に位置付けられる農村金融支援については、2ステップローンを実施している。</li> </ul>
ドイツ (GTZ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 農作物の流通改善のため、全国に6カ所の集荷場を設置。</li> <li>• 同集荷場を利用する生産者組織が存在しなかつたため、農業省に移管。</li> <li>• 現在は、ILFOV 県の集荷場を、同県の農協候補組織が使用料を払い利用している。</li> </ul>
国際農業開発基金 (IFAD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 山間地農業支援のため、低金利で2ステップローンを実施している。</li> <li>• ローンを ALBA 県の農協候補組織が利用し、家畜の購入を行った。</li> </ul>

**SAPARD :**

- EU より地域開発支援を実施する目的で、新規加盟国（「ル」国を含む）に対して行われている。
- 実施期間は 2000 年～2006 年まで（「ル」国においては、余剰資金を利用することで 2006 年以降も引き続き利用可能）
  - 主な対象は、農業分野の構造調整、農村開発インフラ整備、環境保護、食品品質管理等
  - 予算管理、運営、資金配分は各国の管轄機関が責任を持つ（「ル」国での管轄機関は SAPARD 庁）